

2020年3月5日

新型コロナウイルス関連する JSAF/ACEJ の方針について

一般財団法人日本スタディ・アブロード・ファンデーション
JSAF
ACEJ

参加者並びに保護者の皆様へ

新型コロナウイルスの国内外での感染拡大と各国政府の対応につきまして、各国の対応とそれに伴う JSAF/ACEJ の方針につきまして、3月5日現在の状況をご説明させていただきます。

2020年1月30日、世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルスの状況を世界的な健康上の緊急事態であると宣言しました。

JSAF/ACEJ においては、全ての参加者、スタッフ、弊機関が事業を展開する海外のパートナー大学・語学研修機関・語学学校（以下パートナー機関）とコミュニティの方々の健康と安全が最優先事項です。私たちの活動に関与するすべての方々の持続的な健康状態を確保するため、あらゆる必要な措置を実施する国や各自治体の関連機関及びパートナー機関と協力してできる限りの迅速な対応をしています。

私共は、派遣国、パートナー機関、危機管理会社（日本アイラック）、AIG 損害保険会社、提携旅行会社、外務省からの情報に基づき、急速に変化する状況において、関係者の皆様には、私たちの活動等についての最新の情報を迅速にお知らせできるよう最善を尽くしています。

日本国内にて、感染者の急激な状況の中、派遣先国・地方自治体・パートナー機関によって、日本からの渡航者・日本人に対して、入国制限処置や入国後の行動制限（特定期間の（自主又は登校制限）隔離、現地医療機関への報告等）を求めています。なお、対応策は、極めて流動的です。

JSAF/ACEJ では、現在、下記のような対応を決定しております。

<派遣前>

- ・日本政府から渡航制限が出ている国や地域（危機レベル「レベル 2」）への渡航 = 中止

- ・日本政府より渡航制限が出ていない国や地域
- ①日本からの入国を制限している国や地域 = 中止
- ②日本からの入国を条件付きで認めている国や地域
 - その条件により渡航目的が果たせない場合 = 中止
 - その条件があっても渡航目的に影響を受けない場合 = 渡航可
- ③日本からの入国を制限していない国や地域
 - 受入先に受け入れの可否を確認
 - 受入先が拒んだ場合 = 中止
 - 受け入れる場合 = 渡航可

上記「渡航可」の留学プログラムにつきましては、予定通りご出発頂けるよう準備しております。

受入制限等の場合には、JSAF/ACEJ より各派遣生に対応いたします。

もし、「渡航可」の留学先で、キャンセルや、渡航の延期を希望される場合は、JSAF/ACEJ へお問い合わせください。

キャンセル・変更の際する手続や費用につきましては、約束事項をご参照ください。

<派遣中>

・日本政府から渡航制限が出ている国や地域（危機レベル「レベル 2」以上） = 速やかにプログラムを中止し、帰国を促す

・日本政府より渡航制限が出ていない国や地域

日本からの入国を制限又は条件を課している国や地域 = パートナー機関及び現地関係機関の指示に従う

※日本を含めた国外旅行を控える

国外旅行中に、仮にその国や地域の危険レベルが上がった場合、留学先の国に戻れない事態や入国制限がかかるリスクがあります。

※国内旅行の際は十分に情報に注意を払う

国内でもスポット的に危険レベルが上がることが考えられます。自分の在籍大学のウェブサイトや、国内

(日本大使館・総領事館のサイト、疾病予防センター等)の情報収集につとめてください。また、いつでも緊急連絡がとれるよう、携帯電話のスイッチをオンにする、Eメールをこまめに確認するなど注意してください。

※厚生労働省 新型コロナウイルス感染症についてのよくあるお問い合わせ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00017.html

新型コロナウイルスに限らず、インフルエンザ等感染拡大防止のため、手洗いの徹底、必要に応じて、アルコール消毒、人混みには極力行かない等の対策をとってください。

場合により予定通り帰国できない可能性があるため、帰国の航空便などを自分でもよく確認し、もしフライトキャンセル等が生じた場合には、自身が予約した旅行会社や航空会社へ連絡し、予約の振替を相談してください。

○現地滞在中に本件に関し何らかの問題等に遭遇した場合は、現地の最寄りの在外公館に相談してください。

もし、帰国時に発熱等の症状がある場合、下記に沿った対応をしてください。

●帰国時に発熱（37.5℃以上）等の風邪症状がある者

- ・速やかに空港または湾港の検疫所に報告、その指示に従うこと
- ・検疫所あるいは紹介された医療機関から受けた指示を受ける

●帰国後 14 日間以内に発熱（37.5℃以上）等の風邪症状が出た場合

- ・他の人との接触を可能な限り避け、マスクの着用、手指のアルコール消毒等を行い、速やかに本人等からへ連絡する

○次の症状がある方は、各都道府県に設置された「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

1. 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

2. 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が 2 日程度続く場合

3. 新型コロナウイルス曝露歴

- ・流行地域(中国等)への渡航歴または渡航者と濃厚接触した
- ・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触歴がある

<電話相談窓口>

【厚生労働省 電話相談窓口】

受付時間 9:00～21:00（土日・祝日も実施）
フリーダイヤル（0120）565653

【帰国者・接触者相談センター】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

現地到着後の緊急事態対応について

- ・新型コロナウイルス感染
- ・生命にかかわる又は3日以上入院を伴う病気・怪我等
- ・犯罪や自然災害等に巻き込まれた場合

以上のような緊急事態が発生した場合には、JSAF/ACEJ が契約しております危機管理会社・日本アイラックと連携し、加入いただいている海外旅行保険会社、日本大使館/総領事館、現地病院や警察等と連携しながら必要な対応を行って参ります。

緊急事態が発生した際には情報の錯綜等で初動対応に齟齬が生じないよう JSAF/ACEJ による窓口の一本化が重要と考えておりその体制を整えております。

万が一の際に JSAF/ACEJ は、派遣者の安全確保を第一に、保護者並びに大学との情報共有や対応支援を実施します。

また、日本政府や派遣先国等より避難勧告・命令があった場合には、パートナー機関、日本政府/日本大使館/領事館との密接な連携を図りながら、安全に避難・退避できるよう最善を尽くします。

各国の対応について（参考）

米国

以下の渡航情報を発出しています。現時点では、日本人に対して、入国制限処置は、実施していません。一部地方自治体・パートナー機関によって、日本からの渡航者・日本人に対して、入国制限処置や入国後の行動制限（特定期間の（自主又は登校制限）隔離、現地医療機関への報告等）を求めています。

- ・CDC Travel Health Notice

⇒レベル2：強化注意レベル（2/22 付）

（高齢者及び慢性疾患のある者に日本への不要な渡航の延期を呼びかけ）

<https://wwwnc.cdc.gov/travel/notices/alert/coronavirus-japan>

・国務省 Travel Advisory

⇒レベル 2 : 通常以上の注意 (2/22 付)

<https://travel.state.gov/content/travel/en/traveladvisories/traveladvisories/japan-travel-advisory.html>

カナダ

以下の渡航情報を発出しています。現時点では、日本人に対して、入国制限処置は、実施していません。

・8州（アルバータ州，サスカチュワン州，オンタリオ州，ケベック州，ニューファンドランド・ラブラドール州，ノバ・スコシア州，プリンス・エドワード・アイランド州，ニュー・ブランズウィック州）感染発生確認国からの帰国者には 14 日間の自己モニターを要請しています。

・マニトバ州

感染発生確認国からの帰国者には，14 日以内に風邪やインフルエンザに類似する症状が見られる場合には新型コロナ検査を受診するよう要請しています。

※ブリテッシュコロンビア州では、入国後の行動制限は求められていません。

イラン及び中国からの帰国者には，14 日間の自己隔離を求め，その他の国外から来訪する全渡航者には，自己モニターを行い，何らかの症状が見られる場合には他人との接触を制限し健康相談窓口

PHSA(Provincial Health Services Authority)BC 州保険局 : BC 州の感染リスクについて等
<http://www.bccdc.ca/about/news-stories/stories/2020/information-on-novel-coronavirus>

Coronavirus disease : Outbreak update Government of Canada (カナダ政府)

カナダ国内での感染者数、カナダがどのようにモニタリングしているかについて等

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection.html>

オーストラリア

現時点では、日本人に対して、入国制限処置は、実施していません。

ニュージーランド

現時点では、日本人に対して、入国制限処置は、実施していません。

英国

現時点では、日本人に対して、入国制限処置は、実施していません。一部パートナー機関では、自己

申告健康報告書を求めています。

アイルランド

現時点では、日本人に対して、入国制限処置は、実施していません。

スペイン

現時点では、日本人に対して、入国制限処置は、実施していません。

フランス

現時点では、日本人に対して、入国制限処置は、実施していません。

イタリア

現時点では、日本人に対して、入国制限処置は、実施していません。

外務省海外安全情報レベル 2 不要不急の渡航中止(感染症)

2020年03月01日

イタリア北部3州に対する感染症危険情報の発出（レベル引き上げ）

【危険度】

●ロンバルディア州, ヴェネト州, エミリア=ロマーニャ州




レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ）


※ミラノは、ロンバルディア州

チェコ

現時点では、日本人に対して、入国制限処置は、実施していません。

外務省による危険レベル

	「レベル1：十分注意してください。」 その国・地域への渡航，滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
	「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」 その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに，十分な安全対策をとってください。
	「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」 その国・地域への渡航は，どのような目的であれ止めてください。（場合によっては，現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）

	「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」 その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。
---	---

在アメリカ合衆国日本国大使館よりの案内

新型コロナウイルスによる感染症は世界的に広がっています。米連邦政府は、現時点において米国地域社会へのウイルス感染の広がりはなく、直近の感染リスクは引き続き低いとの見解を示しつつ、今後は感染者数増加が予想されるとして、ウイルス流行の可能性を踏まえた事前の備えを確認するよう呼びかけています。

●在留邦人の皆様におかれては、引き続き感染予防に努めるとともに、新型コロナウイルス流行に備え、感染状況やウイルス流行に伴う今後の連邦・州・地域レベルの措置を把握するための情報源を予めご確認ください。

◎詳しくはこちら

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/about/prevention-treatment.html>

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/about/steps-when-sick.html>

<米国>

(連邦政府)

◎CDC

HP：<https://www.CDC.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>

Twitter：<https://twitter.com/CDCgov>

米政府の措置

●米国到着前14日以内に中国（除：香港・マカオ）における滞在歴がある外国人（適用除外規定あり）の入国停止措置をとるとともに、かかる滞在歴がある米国市民（含：入国停止措置の適用除外となる外国人）に対する入国時検疫を強化しています。なお、現時点において、日本から米国への渡航者に対する入国制限措置は実施されていません。

●米政府は、日本について、以下の渡航情報を発出しています。

・CDC Travel Health Notice

⇒レベル2：強化注意レベル（2/22付）

（高齢者及び慢性疾患のある者に日本への不要な渡航の延期を呼びかけ）

<https://wwwnc.cdc.gov/travel/notices/alert/coronavirus-japan>

・国務省 Travel Advisory

⇒レベル 2：通常以上の注意（2/22 付）

<https://travel.state.gov/content/travel/en/traveladvisories/traveladvisories/japan-travel-advisory.html>

■ 在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

H P： https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

2. なお、日本については前回の 2 月 6 日付領事メールにてお知らせした内容からの変更はありませんが、カテゴリー1 の国や地域に渡航した場合には、特段の症状がなくとも NHS に連絡をすること、また、カテゴリー2 に新たに加わった国や地域もありますので、これらの国や地域への渡航を予定されている方ご注意ください。

在オーストラリア日本国大使館よりの案内

新型コロナウイルス関連情報

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/000572211.pdf>

在オーストラリア日本国大使館

住所：112 Empire Circuit, Yarralumla ACT 2600, Australia

電話：+61 (02) 6273 3244（月～金 午前 9:00～午後 0:30、午後 1:30～午後 5:00）

但し、緊急の場合は 24 時間対応 なお、大使館閉館時に、万が一、上記代表電話が不通で、事件・事故などの緊急のご連絡は、上記にお電話ください。

+61(02) 8278 4490（閉館時のみ）

在ニュージーランド日本国大使館

新型コロナウイルス関連情報

<https://www.nz.emb->

[japan.go.jp/visiting_japan/resources/200226JPN_%20COVID19NZMH.pdf](https://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting_japan/resources/200226JPN_%20COVID19NZMH.pdf)

<https://www.health.govt.nz/our-work/diseases-and-conditions/covid-19-novel-coronavirus>

<https://www.immigration.govt.nz/about-us/media-centre/news-notifications/coronavirus-update-inz-response>

住所 : Level 18, The Majestic Centre, 100 Willis Street, Wellington New Zealand
6011

電話 : (04) 473-1540

HP : https://www.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在英國日本国大使館よりの案内

新型コロナウイルスに関して英国政府による特定国・地域からの渡航者に対する新たな方針

2020/3/2

<https://www.gov.uk/guidance/coronavirus-covid-19-information-for-the-public>

<https://www.gov.uk/government/publications/covid-19-specified-countries-and-areas/covid-19-specified-countries-and-areas-with-implications-for-returning-travellers-or-visitors-arriving-in-the-uk>

在英國日本国大使館

住所 : 101-104 Piccadilly, London W1J 7JT

電話番号 : 020 7465 6565 (代表)

注 : 自動案内システムでサービス内容を 24 時間ご確認いただけます。

HP : https://www.uk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在アイルランド国日本国大使館よりの案内

・健康であり、新型コロナウイルスに接触していない場合は、1 4 日間症状を観察しながら、通常通り生活、出勤するよう告げられます。

・新型コロナウイルスを持つ者に接触した場合は、1 4 日間観察され、医師が毎日電話連絡をして健康状態を確認します。この 1 4 日間は、出勤を控えることを含め、可能な限り他の者と離れて生活することが求められます。

<https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/000572033.pdf>

<https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100009720.pdf>

在アイルランド国日本国大使館

住所 : Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号 : 01 202 8300

※夜間や土・日等の業務時間外であっても、緊急の場合は、代表電話におかけいただければ、緊急

受付へ転送されるシステムとなっておりますが、万が一、通信障害等により、転送に不具合が生じる場合は、以下の番号に直接ご連絡下さい。

01-533-9807

(アイルランド国外からかける場合)

+353-1533-9807

HP : https://www.ie.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在スペイン国日本国大使館よりの案内

新型コロナウイルス関連情報

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100010850.pdf>

在スペイン国日本国大使館

住所 : Calle Serrano 109 - 28006 Madrid - SPAIN

電話番号 : 電話番号 : +(34) 91-590-7600 (大使館代表)

+(34) 91-590-7614 (領事部直通)

※人身事故等緊急の場合は、夜間・休日を問わず上記時間以外でも対応しています。

HP : https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在フランス国日本国大使館よりの案内

新型コロナウイルス関連情報

<https://www.fr.emb-japan.go.jp/files/000571284.pdf>

在フランス国日本国大使館

住所 : 7, avenue Hoche 75008 Paris

電話番号 : 01-4888-6200(代表)

HP : https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在イタリア日本国大使館よりの案内

新型コロナウイルス関連情報

https://www.milano.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus0204.html

外務省海外安全情報レベル 2 不要不急の渡航中止(感染症)

2020年03月01日

イタリア北部3州に対する感染症危険情報の発出(レベル引き上げ)

【危険度】

●ロンバルディア州, ヴェネト州, エミリア=ロマーニャ州

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。(引き上げ)

※ミラノは、ロンバルディア州

https://www.it.emb-japan.go.jp/pdf/20200301_Premier.pdf

○在イタリア日本国大使館

住所：Via Quintino Sella 60, 00187 Roma

電話：06-487991（領事部）

HP：https://www.it.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ミラノ日本国総領事館

住所：Via privata Cesare Mangili 2/4, 20121 Milano, Italia

電話：02-6241141（領事・警備班）

HP：https://www.milano.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/chisiamo.html

在チェコ共和国日本国大使館よりの案内

新型コロナウイルス関連情報

https://www.cz.emb-japan.go.jp/ryoji_anzen-coronavirus.html

<日本>

◎首相官邸

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

◎外務省（海外安全ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

◎厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

5. 感染拡大に伴う各国の水際対策

(1) 感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め注意が必要です。

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置をとりまとめ情報発信しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(2) 日本政府の措置

●特段の事情がない限り以下に該当する外国人の日本入国を拒否する措置をとるとともに、入国時検疫を強化しています。

- ・日本到着前 14 日以内に中国湖北省または浙江省における滞在歴がある外国人
- ・中国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人
- ・日本到着前 14 日以内に大韓民国大邱広域市または慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人

●日本の外務省は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「感染症危険情報」を発出しています。海外渡航を予定されている方は、必ず外務省海外安全ホームページにて最新情報をご確認ください。